

「さっぽろ防災ハンドブック」翻訳データ作成業務仕様書

1 業務の目的

札幌市危機管理局発行の防災普及啓発パンフレット「さっぽろ防災ハンドブック」を、在札外国人等に対しても周知することで、在札外国人が札幌市における災害時の行動指針等を理解し、市民全体の防災意識の醸成と、防災力を向上させることを業務の目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）までとする。

3 業務内容

防災普及啓発パンフレット「さっぽろ防災ハンドブック」を翻訳し、当該パンフレットの電子データ（アドビシステムズ製イラストレーター形式）を基に、印刷用データ及びホームページ掲載用データを作成する。

(1) 言語

英語、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語の4言語

(2) その他

ア 翻訳にあたっては、対象の言語を母国語とする者によるネイティブチェックを行うとともに、本業務の目的を十分考慮し、必要に応じて補足説明を追加するなどして、外国人の目線で情報を整理すること。

イ 別途指示する外国語版用の追加テキストを所定の位置に配置すること。

ウ 翻訳は委託者による確認も行うこととし、確認作業に1か月程度要するため、翻訳原稿については、テキストデータで先に提出するなどスケジュールについて委託者と調整すること。

4 校正回数

2回以上（内校は必ず行うこと。）

5 パンフレットの体裁

A4判36ページ(アドビシステムズ製イラストレーター形式データは委託者から提供する)

6 成果品

- (1) 印刷用電子データ（アドビシステムズ製イラストレーター形式及びPDF形式）
- (2) ホームページ掲載用データ（それぞれPDF形式で5Mb以下）

7 業務の履行確認

成果品の納入をもって、業務の履行を確認する。

8 納入場所及び検査場所

札幌市危機管理局（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎7階）

9 支払条件

業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務について確認及び打合せ等を行うこと。
- (2) 本業務全体の進捗管理を行い、必要に応じて適宜報告・打合せを行うこと。
- (3) 「札幌市EMS関係規程」に則り、環境負荷の低減に努め、本業務の履行に使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。
- (4) 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。
- (5) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属すること。
- (6) 成果品を含め本業務において使用する一切の図及び写真等の資料であって、札幌市以外にその所有権等が帰属する資料を入手又は借用等する場合にあつては、受託者は事前に札幌市に確認のうえ、これを行わなければならない。なお、当該資料の入手又は借用等に要する許可申請手続や、これに要する経費については、受託者側にて負担すること。
- (7) 業務内容に疑義が生じた場合又は前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議を行い、その指示に従い業務を遂行すること。
- (8) 施設名称等の固有名詞は外国語表記ガイドラインに従うこと。

11 担当課

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課（札幌市役所本庁舎7階）

担当 齋藤、酒巻 TEL：011-211-3062 FAX：011-218-5115